電気機器組立て職種(変圧器組立て作業)

作業の定義	変圧器、変流器、変成器の組立て、調整する作業をいう。		
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	第1号技能実習 (1)変圧器組立て作業 ①鉄心とコイルの組合せ作業 ②・海球・一ブ巻き作業 ③・海球・のエ及び接続作業 ④タップ切換器の組立て及び取付け作業 ⑤配線及び接続作業	第2号技能実習 (1)変圧器組立て作業 ①鉄心とコイルの組合せ作業 ②地縁テーブ巻き作業 ③導体の加工及び接続作業 ④タップ切換器の組立て及び取付け作業 ⑤配線及び接続作業 ⑥総合組立て作業	第3号技能実習 (1)変圧器組立て作業 ①鉄心とコイルの組合せ作業 ②絶縁テープ巻き作業 ③導体の加工及び接続作業 ④タップ切換器の組立て及び取付け作業 ⑤配線及び接続作業 ⑥総合組立て作業 ⑥総合組立て作業 ⑦据付作業(必要に応じて行う) ⑧電気記険,絶縁が記談,絶縁耐力試験等) ⑨簡単な修理作業(必要に応じて行う)
	(2)安全衛生業務		
関連業務、周辺領 業務務に関連する 技統等の修等 に該当する に終当すること。)	(1)関連業務 (1)関連業務 (1)回転電機組立て作業 (2)周電艦・制御盤組立て作業 (2)周電監・制御盤組立て作業 (2)周電監修・制御監具組立て作業 (4)回転電機巻線製作作業 (3)タレーンの運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) (5)基本工作作業 (4)移動式クレーンの運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) (5)基本工作作業 (5)基本工作作業 (5)基本工作作業 (6)財所、次あけ (5) 本立は作業(特別教育、技能講習が必要。) (6)別定作業 (6)別定作業 (7)ガス溶接作業(特別教育が必要。) (6)別定作業 (7) 大ス溶接作業(特別教育が必要。) (6)別定作業 (7) 大ス溶接作業(特別教育文は技能講習が必要。) (8) 玉掛け作業(特別教育文は技能講習が必要。) (9) 原材処理作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ		
使用する素材、 材料等(該当す るものを選択す ること。)	主材料としては、電線、ケーブル、絶縁材料、金属材料、導電・半導体材料等があるが、特に限定すべきものは無く必要な素材(材料)を使用すること。		
使用する機械、 器具等(該当す るものを選択す ること。)	①機械・設備 ②器工具等 1.電気ドリル、卓上ボール盤、両頭グラインダ 1.ドライバ、スパナ、ペンチ、ハンマ 2.巻線機、プレス、シャー、バインド機、乾燥炉 2.はんだごて、ワイヤストリッパ、圧着工具 3.回転機、変圧器、配電盤・制御盤 4.万カ、やすり、お上切り器、リーマ 4.旋線、フライス盤 4.万カ、やすり、お上切り器、リーマ 5.経動測定器、計測器 6.その他関係機械設備(各種溶接機等) 6.その他関係機械設備(各種溶接機等) 6.その他関係器工具類		
製品等の例(該当するものを選択すること。)	1.単相変圧器 2.三相変圧器 3.スコット結線変圧器 4.三巻変圧器 5.単巻変圧器 6.磁気漏れ変圧器		
移行対象職種・ 作業とはならな い業務例	1.電子回路接続作業 2.電子機器組立て作業 3.電気機械修理作業 4.電気機械器具修理作業 5.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合		